

クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の
融資手続等について（通知）

平成19年5月1日付け農経第202-3号群馬県理事通知
平成19年7月1日付け農経第202-6号群馬県理事通知 改正
平成20年4月1日付け農経第202-7号群馬県農政部長通知 改正
令和5年5月31日付け農構第202-3号群馬県農政部長通知 改正

このことについて、別添写しのとおり農林水産省経営局長から通知がありました。
通知の内容は下記1のとおりです。また、本通知を受けた本県における取扱いについては、下記2のとおりとしますので、御承知の上、事務処理に誤りのないようお願いします。

記

1 通知の内容

(1) 前提条件

クイック融資による手続を行うためには、以下の2点が前提条件となります。

ア 融資機関が企業経営診断手法を導入していること

イ 無担保・無保証人による融資であること

(2) 対象者

認定農業者又は集落営農組織（ただし、一定の要件あり。詳細は本通知第2の1を参照のこと。）

(3) 貸付金の使途

農業経営基盤強化資金実施要綱第3の2の資金（ただし、同要綱第3の2の(7)の負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金を除く。）

及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第2の3の(1)の資金

(4) 適用限度額（一回当たりの貸付けの限度額）

500万円

(5) 融資手続の概要

融資機関は、借入希望書等を受理した日から5営業日以内に融資審査を行うとともに、推進会議から委任された認定等に関する審査も行う。

書類の受理日から6営業日以内に審査結果を借入希望者へ通知する。さらに、当該通知日から5営業日以内にすべての手続を完了させるために、必要な手続を行う。

2 本県における取扱い

(1) 特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）から委任された認定等に関する審査について

本通知第4の1では、クイック融資の場合、融資機関は融資審査と併せて推進会議から委任された資金の貸付けの認定等に関する審査も行うよう規定されていますが、本県では、以下の場合には認定等に関する審査を行う必要はありません。

ア 認定農業者が貸付利率又は融資率の特例を受けない農業近代化資金を借り入れる場合

イ 集落営農組織が融資率の特例を受けない農業近代化資金を借り入れる場合

(理由)

本県では農業近代化資金の借入手続等については、「群馬県農業経営改善関係資金基本要綱」（平成19年5月1日付け農経第202-4号群馬県理事通知。以下「県基本要綱」という。）により取り扱うことになっています。県基本要綱では、認定農業者が貸付利率又は融資率の特例ありの農業近代化資金を借り入れる場合、集落営農組織が融資率の特例ありの農業近代化資金を借り入れる場合に推進会議の認定を求めることとしているためです。（県基本要綱第5の4及び5）

(2) 本通知第4の2の(2)の取扱いについて

第4の2の(2)では、融資機関は、第4の2の(1)の通知を行った日から5営業日以内にすべての手続を完了することを求められています。農業近代化資金については、県の利子補給の承認が必要であり承認のための審査期間を考慮すると、本通知どおりに手続を完了することは困難となります。

よって、本県では、融資の可否（認定の可否も含む。）までの手続については本通知どおりの取扱いとし、それ以後の手続は従来どおりとします。

平成19年3月30日18経営第7836号
改正平成20年4月16日20経営第39号
平成20年10月1日20経営第3734号
令和2年3月30日元経営第3174号
令和2年10月6日2経営第1667号
令和4年3月31日3経営第3166号
令和5年3月31日4経営第3164号

殿

農林水産省経営局長

クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の
融資手続等について

担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金を融通することを目的として、農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第2の1の注3に基づく、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、無担保・無保証人（記の第5の(1)の無担保・無保証人をいう。以下同じ。）での融資の可否を判断する融資審査の手続等について、下記のとおり定め、平成19年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、当該手続による融資審査の適切かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

記

第1 目的

現下の農政の最重要課題は、認定農業者等の担い手が生産量や耕作面積の大宗を占める農業構造を早急に実現することであり、そのためには、意欲と能力のある担い手を全国で相当数育成することが不可欠である。

このため、担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金について、企業経営診断手法を活用した無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（以下「クイック融資」という。）を構築することにより、担い手の円滑な資金融通を図り、もって担い手の育成・確保を支援するものとする。

る。

第2 内容

クイック融資の対象者等は、次のとおりとする。

1 対象者

クイック融資の対象者は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けている者をいう。）又は集落営農組織（農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(1)のイ及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第2の1の(1)のイの集落営農組織に限る。）であって、次の要件に該当しないものとする。

- (1) 簿記記帳又は青色申告を実施していないもの
- (2) 過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの
- (3) 農業所得（法人にあっては、経常利益）が赤字のもの若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの

2 貸付金の使途

クイック融資に係る貸付金の使途は、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の資金（ただし、同要綱第3の2の(7)の負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金を除く。）、農業近代化資金融通措置要綱第2の3の(1)の資金及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第2の3の(1)の資金とする。

3 適用限度額

クイック融資による一回当たりの貸付けの限度額は、500万円とする。

第3 借入希望者の手続等

クイック融資による農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」という。）及び農業近代化資金の借入希望者の手続等は次に定めるところによるものとする。

- 1 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。以下同じ。）及び必要な添付書類の提出先は、基本要綱第4の1に定める窓口機関（以下単に「窓口機関」という。）とする。

- 2 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、融資機関から求められた場合、決算書、青色申告書の写し又は基本要綱参考様式1若しくは基本要綱参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を当該融資機関に報告するものとする。

第4 特別融資制度推進会議の運営等

クイック融資を円滑かつ的確に実施するため、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「推進会議設置要綱」という。）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の運営等は、次のとおりとする。

1 受任融資機関等の審査等

推進会議設置要綱第3の3の(1)で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、借入希望者が窓口機関に対し提出した借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を受理した日（以下「受理日」という。）から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等）を行うものとする。

2 審査後の手続等

- (1) 受任融資機関等は、1の審査の結果、資金計画の認定をした場合には、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式な借入申込書（基本要綱参考様式3又は基本要綱参考様式3を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4又は基本要綱参考様式4を参考にして当該受任融資機関等が定める様式））等の提出を求めるものとする。
- (2) 受任融資機関等は、(1)の通知を行った日から5営業日以内にすべての手続を完了させるために、期日を指定し、必要となる書類の整備・提出等を借入希望者に対して求めるものとする。
- (3) 借入希望者は、資金を必要とするときに受任融資機関等から確実に融資を受けることができるように、(2)で指定された期日までに、必要となる書類の整備・提出等を受任融資機関等に対して行うものとする。

3 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3以下に規定する借入手続（以下「通常借入手続」という。）に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知

書（参考様式又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法により通知するものとする。

第5 その他

- 1 クイック融資は、無担保・無保証人（本融資に際して、新たに、融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も立てないことをいう。なお、クイック融資においては、農業信用基金協会は保証人にはあたらない。）による融資とする。なお、農業信用基金協会の保証に付す場合には、あらかじめ民間金融機関と基金協会とが協議を行い、クイック融資に対応した保証条件を整備するものとする。
- 2 受任融資機関等（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、クイック融資に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。
- 3 窓口機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、これを個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)）により行うこととする。

附則（令和4年3月31日付け3経営第3166号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後のクイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等についての規定については、当分の間、従前の例によることができる。

附 則（令和5年3月31日4経営第3164号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

(参考様式)

通常手続移行通知書

年 月 日

〇〇 〇〇 様

所在地
名 称
代表者
電 話

年 月 日付けで、提出のありましたクイック融資にかかる借入希望書についての審査をしたところ、クイック融資によるご融資ができないと判断いたしましたので、ご通知申し上げます。

ただし、通常の農業経営改善関係資金(農業経営基盤強化資金、農業近代化資金)の審査に移行し、特別融資制度推進会議の審査、融資審査を行うこととなりましたので、お知らせ致します。その結果につきましては、年 月 日までにご連絡申し上げます。

なお、その際には、追加資料をご提出頂く場合や担保・保証人について別途調整させて頂く場合がありますので、ご承知おき願います。